

報告第5号

一関市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第8号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年4月28日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

一関市長 佐藤善仁

一関市市税条例の一部を改正する条例

一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（主たる事務所又は事業所を市内に有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（主たる事務所又は事業所を市内に有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益</p>

財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。ただし、市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。）

(6)～(10) [略]

2 [略]

（法人の市民税の申告納付）

第49条 [略]

2～8 [略]

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 [略]

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたとき

財団法人_____

_____に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。ただし、市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。）

(6)～(10) [略]

2 [略]

（法人の市民税の申告納付）

第49条 [略]

2～8 [略]

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 [略]

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたとき

は、この限りでない。

16 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第66条の2 [略]

2～7 [略]

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 [略]

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

は、この限りでない。

16 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第66条の2 [略]

2～7 [略]

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 [略]

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

- (4) 熱損失防止改修工事 が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事 に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事 が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11・12 [略]

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第72条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳_____の閲覧の手数料は、一関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第72条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書_____の交付手数料は、一関市手数料条例の定めるところによる。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

- (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11・12 [略]

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第72条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、一関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第72条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、一関市手数料条例の定めるところによる。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

- 4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 13 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 15 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16～17 [略]

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

- 4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 13 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 15 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16～17 [略]

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5

_____を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 [略]

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5

（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の一関市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第5号 参考資料

一関市市税条例の改正概要

要旨	<p>【個人市民税】 旧民法法人への寄附金税額控除の経過措置の終了など</p> <p>【固定資産税】 省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額措置、土地に係る固定資産税の負担調整措置など</p>		
一関市市税条例の一部改正			
税目	条 項	改正理由・内容	施行期日
市民税	第35条の7（寄附金税額控除）	<p>平成20年の公益法人制度改革関連3法の施行に伴い、平成20年から平成25年までの移行期間内において旧民法法人は現行法人制度に移行することとされ、この移行期間中における移行登記が完了するまでの間にある旧民法法人（特例民法法人）については、引き続き寄附金税額控除の適用対象法人とする特例措置が設けられていたが、当該特例措置期間が終了し、加えて所得税の最長遡及期間である7年が経過したことから、経過措置を終了するもの</p> <p>【公益法人制度改革関連3法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号） ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号） ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号） 	令和4年4月1日
	第49条（法人の市民税の申告納付）	地方税法の改正に伴う規定の整備	
固定資産税	第66条の2（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、高効率給湯器装置の取付け工事等、対象となる工事が拡大されたことに伴い、規定を整備するもの	
	第72条の2（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）	市町村長は固定資産課税台帳に総務省令で定める措置を講じたもの又はその写しを閲覧させることができることとする改正が行われたことに伴い、当該措置を講じた固定資産課税台帳の閲覧に係る手数料について、当該措置を講じないものに係る閲覧の手数料の額と同額とするもの	

<p>第72条の3（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）</p>	<p>市町村長は固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書に総務省令で定める措置を講じたものを交付することができることとする改正が行われたことに伴い、当該措置を講じた証明書の交付に係る手数料について、当該措置を講じないものに係る交付の手数料の額と同額とするもの</p>						
<p>附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、下水道除害施設に係る特例の割合の見直し <table border="1" data-bbox="846 432 1496 571"> <thead> <tr> <th colspan="2">課税標準の特例割合</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4分の3</td> <td>5分の4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地方税法 改正前：<u>4分の3</u>を参酌して3分の2以上6分の5以下 改正後：<u>5分の4</u>を参酌して10分の7以上10分の9以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法の改正に伴う規定の整備 	課税標準の特例割合		改正前	改正後	4分の3	5分の4
課税標準の特例割合							
改正前	改正後						
4分の3	5分の4						
<p>附則第12条（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>	<p>土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とするもの</p> <p>【土地に係る固定資産税の負担調整措置】</p> <div data-bbox="808 916 1581 1385"> <p>税額の動き（商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地））</p> <p>商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）について 地価上昇により 税額が増加する場合</p> <p>前年度税額に 評価額の5%分の税額を加算</p> <p><令和4年度限り> 前年度税額に 評価額の2.5%分の税額を加算</p> <p><令和3年度> <令和4年度></p> </div>						